

諮 問 書

佐市都政第33号

平成29年4月18日

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記の通り貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

建設部各課が管理する公用車へのドライブレコーダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 諮問理由

建設部においては、道路、河川をはじめとした市有施設の管理パトロールなど、業務における公用車の使用頻度が高いことから、各課で合わせて50台（新規リース予定含む）の公用車をそれぞれの所管課が管理している。

これらの公用車は、業務上の使用頻度の高さに加え、狭隘な道路を通行することや自然災害現場に出向くことも多く、その分、事故に遭遇するリスクも高いところである。

また、佐賀市役所全体を見ても、公用車運転中の事故はあとを絶たず、職員の運転マナーに関する苦情もたびたび寄せられていることから、職員の安全運転意識やマナー・モラルの向上、及び事故発生時の責任の明確化と処理の迅速化を図るため、建設部各課が管理する公用車にドライブレコーダーを設置する。

3 所管課

建設部各課

4 設置時期

平成29年5月（予定）

5 ドライブレコーダーの概要

(1) 設置場所及び台数

- ・建設部各課で管理している公用車（全50台）に、カメラ一体型のドライブレコーダーをフロントガラスに前方を向けて設置する。

(2) 記録する情報及び保存方法

- ・公用車運行中の前方を中心とした映像情報と車内を中心とした音声情報を記録する。
- ・記録した映像情報及び音声情報（以下「記録データ」という。）は、公用車内に設置するドライブレコーダーに装着した記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録する。
- ・保存する記録データがメモリーカード容量の上限に達したときは、古い記録データに新しい記録データを順次上書きすることで、古いデータを自動的に完全消去する。
- ・事故等が発生した場合は、その衝撃をセンサーが感知して上書きを防止し、事故等発生時の記録データを自動で保存する。

(3) ドライブレコーダー等の管理

- ・ドライブレコーダーは着脱可能なものとし、盗難防止のため、職員が公用車を使用するたびに持ち出して当該公用車に設置し、使用後は取り外して返却する。
- ・メモリーカードは原則としてドライブレコーダーに装着したままとする。
- ・使用しないドライブレコーダーは、公用車の管理を行っている建設部各課の施錠が可能なキャビネット等に保管する。

(4) 記録データの取扱い

- ・記録データは、ドライブレコーダーの管理責任者及び管理責任者から記録データ取扱いの許可を受けた者のみを取り扱うことができる。
- ・記録データを取り扱うことができるパソコンは、管理責任者が指定したパソコンに限定する。
- ・記録データを複写する必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去する。

6 記録データの閲覧及び外部提供等

記録データの閲覧及び外部提供等については、佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び「建設部ドライブレコーダー運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、法令等の規定に基づく捜査機関等からの照会があった場合や、事故等の状況確認や原因調査のために事故等の相手方（相手方の代理人含む）と佐賀市の双方で記録データを閲覧・確認する場合、及び市関係者（管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者等）が閲覧・確認する場合、又は佐賀市が契約している自動車保険会社の社員等への記録データの閲覧・提供等が考えられる。

建設部ドライブレコーダー運用基準（案）

（目的）

第1条 この運用基準は建設部各課が管理する公用車に設置するドライブレコーダー（以下、「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報及び音声情報（以下、「記録データ」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー及び記録データを適正に運用し、職員の安全運転意識の向上、適切な事故処理及び事故防止等に資するものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）ドライブレコーダー：公用車の前方向の映像情報と車内音声情報を記録する装置をいう。
- （2）記録データ：ドライブレコーダーを用いて記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録した映像情報及び音声情報をいう。
- （3）管理責任者：ドライブレコーダー及び記録データを管理する者をいう。
- （4）取扱者：管理責任者よりドライブレコーダー及び記録データの取り扱いの許可を受けた者をいう。

（ドライブレコーダーの設置）

第3条 第1条の目的を達成するために、建設部各課が管理する公用車両にドライブレコーダーを設置する。

- 2 ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方を向けて設置する。
- 3 ドライブレコーダーの作動時間は、公用車両の運用時間とする。

（管理責任者の責務）

第4条 ドライブレコーダー等の適正な運用及び管理を図るため、管理責任者をおく。

- 2 管理責任者は、建設部各課の所属長とする。
- 3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

（取扱者の責務）

第5条 取扱者は、建設部各課の庶務担当係長及び公用車業務担当者とする。

- 2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレコーダー及び記録データの適正な取扱いに努めなければならない。

(記録データの取扱い)

第6条 記録データは、ドライブレコーダー本体内に装着したメモリーカードに記録する。

- 2 メモリーカードは、ドライブレコーダーの本体内に常時装着するものとし、次条に定める場合にのみ本体から取り出すことができる。
- 3 記録データを取り扱うことができるパソコンは、管理責任者が指定したパソコンに限定するものとし、当該パソコンの操作は、管理責任者及び取扱者のみが行うことができる。
- 4 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。
- 5 記録データを解析用パソコンに取り込む必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写の目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去するものとする。

(記録データの閲覧及び外部提供等の制限)

第7条 記録データ(複写データを含む。以下同じ。)は、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合及び次の各号のいずれかに該当する場合に閲覧又は外部提供を認めるものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

- (1) 公用車による交通事故等発生時の状況把握や原因の分析・究明のために、事故等の相手方(相手方が加入する自動車保険会社の担当者などの代理人等含む)と市関係者(管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者並びに本市が加入する自動車保険会社の担当者などの代理人等)の双方で、記録データを閲覧・確認する場合
- (2) 公用車による交通事故等発生時の状況把握や原因の分析・究明、運転者の確認・指導のために、市関係者(管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者等)が閲覧・確認する場合、又は本市が加入する自動車保険会社の担当者等へ記録データを閲覧及び外部提供する場合
- (3) その他、特に必要であると管理責任者が認める場合

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び運用に関し必要な事項は管理責任者が別に定める。

附則

この基準は、平成29年 月 日から実施する。

○建設部が管理する公用車台数一覧

課名	公用車の数
都市政策課	1
都市デザイン課	1
用地対策課	1
緑化推進課	3
建築指導課	2
道路整備課	3
道路管理課	18
河川砂防課	7
北部建設事務所	6
南部建設事務所	8
合計	50

○ドライブレコーダー設置イメージ

